

文京学院大学経営学部ネットワーク「BA-NET」管理・運用基準

(趣 旨)

第 1 条 この基準は、文京学院大学「BGU-NET」利用細則第 3 条第 2 項に基づき、経営学部ネットワークの管理・運用に関し必要な事項を定める。

(名 称)

第 2 条 文京学院大学経営学部ネットワークを「BA-NET」と略称する。

(接続資格者)

第 3 条 BA-NET の接続資格者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学経営学部専任教職員および非常勤教職員。
- (2) 本学経営学部の専任教員と共同して研究を行っている学外の研究者。

(管理・運用)

第 4 条 BA-NET 管理・運用に関して、次の各号を定める。

- (1) BA-NET 運用については、管理責任者および運用担当者を定め、その管理・運用を委ねるものとする。
- (2) BA-NET と接続されている自主管理ネットワーク(パソコン等単体の機器接続も含む)について、管理責任者および運用担当者を定め、その管理・運用を委ねるものとする。
- (3) BA-NET の管理・運用に関わる取り決めは、情報教育委員会で行うものとする。
- (4) BA-NET の日常業務の執行は情報教育研究センターに委託する。

(接続手続)

第 5 条 BA-NET の接続手続に関して、次の各号を定める。

- (1) 自主管理ネットワークを施設し、BA-NET に接続しようとする者は、予め LAN 接続申請書を情報教育研究センターに提出し、情報教育委員会の承認を得なければならない。自主管理ネットワークの BA-NET への接続を変更し、廃止する場合もこれに準ずるものとする。自主管理ネットワーク自体の構成を変更する場合もこれに準ずるものとする。
- (2) 前号の自主管理ネットワークに対し、学部外(学内または学外を含む)からのアクセスを可能としたい場合は、予め自主管理ネットワーク公開申請書を情報教育研究センターに提出し、情報教育委員会の承認を得なければならない。公開を取りやめる場合もこれに準ずるものとする。
- (3) 情報教育委員会は、BA-NET に対する不正侵入やウイルス等を防止するための措置や、その他必要な措置が講じられていない場合は、第 1 号あるいは第 2 号の承認を与えてはならない。
- (4) 第 1 号および第 2 号の承認は、当該年度に限り効力を有するものとする。継続する場合は、情報教委員会に届け出て承認を得なければならない。
- (5) 情報教育委員会は、必要な場合、第 1 号および第 2 号の承認審査の一部(技術的判断等)を情報教研究センターに委託することができる。
- (6) BA-NET への接続に必要な経費は、原則として接続申請者の負担とする。

(接続機器の管理)

第 6 条 接続機器の管理について、次の各号を定める。

- (1) 接続機器の管理者は、当該接続申請者とする。
- (2) 接続管理者は、当該接続機器の利用に伴って生じた BGU-NET および BA-NET の

障害、または損害に対して責任を負うものとする。

(接続管理者および利用者の遵守事項)

第 7 条 接続管理者および接続機器の利用者は、文京学院大学ネットワーク「BGU-NET」利用細則および文京学院大学経営学部ネットワーク「BA-NET」利用基準を遵守しなければならない。

(接続の停止)

第 8 条 BA-NET 管理責任者または運用担当者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、BA-NET への接続承認を取り消すことができる。

- (1) 接続管理および接続機器の利用者に、第 7 条に違反する行為があった場合
- (2) 接続機器や自主管理ネットワークの構成またはその利用内容が、接続申請書と著しい違いがあることが判明した場合
- (3) 接続機器または自主管理ネットワークが BGU-NET または BA-NET の管理・運用に重大な支障を及ぼす事態が発生した場合
- (4) その他、情報教育委員会が違反と判断した場合

2 BA-NET 管理責任者または運用担当者は、重大な支障を及ぼす事が発見され、その利用を直ちに停止する必要があると認めた場合、緊急措置として BA-NET または自主管理ネットワークを一定期間停止することができる。この場合、直ちに情報教育研究センターに報告し指示を仰ぐものとする。

(公衆回線接続)

第 9 条 公衆回線接続等特別の接続をする場合は、予め情報教育研究センター経由で、情報教育委員会の承認を得なければならない。

(改 正)

第 10 条 本基準の改正は、情報教育委員会の議に基づき、教授会の議を経るものとする。

附 則

- 1 この基準は、平成 10 年 12 月 7 日から施行する。
- 2 この基準は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この基準は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この基準は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。